

鳥取県キャリア教育推進会議設置要綱

鳥取県教育委員会

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県キャリア教育推進会議（以下「推進会議」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

(調査審議する事項)

第2条 推進会議は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例53号）別表第2で定める事項を調査審議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 高等学校におけるキャリア教育のあり方に関する事項
- (2) 高等学校におけるキャリア形成のための具体的な施策に関する事項

(組織)

第3条 推進会議は、委員12人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、その調査審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

- 2 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 推進会議に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、委員長（委員長が定まる前にあつては推進会議の庶務を行う所属の長）が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、鳥取県教育委員会事務局高等学校課において行う。

附 則 この要綱は、平成25年10月11日から施行する。